

事業計画書

1 管理運営に係る基本方針

秦野市里山ふれあいセンターは林業構造改善事業により開設された施設であり、地域の林業者の活動を促進するとともに森林や林業に対する市民のみなさまの理解を深める為の施設でありますので自主事業の積極的展開等によりその目的達成に努めます。

(1) 条例等を遵守し施設の管理運営に努めます。

秦野市里山ふれあいセンター条例及び施行規則を守り、利用者が安全に利用出来るよう管理運営に努めます。また、日頃から職員の意識・技術の向上にも意を配し各種研修会・講習会にも積極的に参加するように努めます。

(2) 自主事業の積極的な実施に努めます。

森林や林業に対する理解を深める為の木工体験や地域林業の活性化を図るため林業研修等、自主事業を積極的に展開します。

(3) 利便性の向上及び利用者サービスの充実に努めます。

利用者の利便性の向上の為、イベント会場の提供や木工教室、椎茸のホダ木作りなどの年間行事などを充実し集客力を高めます。又、アンケート調査などを積極的に実施することにより利用者のニーズを把握し、管理運営に反映させるとともに、イベント情報の発信を積極的に行い、利用者サービスの充実に努めます。

(4) 利用者の情報管理体制の徹底に努めます。

施設利用申し込みなどの際に入手した個人情報が入部外部に流失する事がないよう法令等を遵守し細心の注意をはらい情報の管理体制の徹底に努めます。

具体的には使用申請書等は鍵のかかる書庫に保管するようにし、鍵の管理についても徹底します。

(5) 秦野産材の有効利用に努めます。

森林整備により発生する間伐材の有効活用には特に意を配し、自主事業の実施に関しては秦野産材を活用すると共に外部からの依頼に対しても積極的に対応してまいります。

2 管理運営体制（ 人員管理計画・業務分担・研修体制等 ）

(1) 運営組織

総代会－理事会－代表理事組合長－副組合長－運営管理者（代表理事専務）－担当職員、管理人の体制で組合の役職員が一体となって管理運営にあたります。

(2) 人員管理計画、業務分担

ア 運営管理者（ 1人 組合事務兼務 ）

- ・ 管理運営計画の立案・実施、人事管理の総括に関する事
- ・ 予算の編成・執行管理等の総括に関する事
- ・ 施設の保全管理・安全対策等の総括に関する事
- ・ 職員の研修計画の立案・実施に関する事

- ・ 関係機関との連絡調整等、その他全般事業項の統括に関すること
- イ 担当職員 (3人 組合事務兼務)
 - ・ 管理運営計画の実施及び執行管理等に関すること
 - ・ 予算の執行管理に関すること
 - ・ その他庶務事務に関すること
- ウ 管理人 (1人 組合事務兼務)
 - ・ 施設利用者の予約受付、施設利用料の収納事務及び物品の貸し出し等に関するこ
と
 - ・ 利用者への待遇及びサービス等に関すること
 - ・ 施設内の清掃及び、維持管理に関すること
 - ・ 地元の林産物等の販売に関すること
 - ・ その他里山ふれあいセンター関連業務に関すること
- * 管理人は次の通りローテーションにより業務に従事させます。
 - ・ 平日は1人体制で勤務
 - ・ 土・日曜日及び祝祭日は、施設の利用状況に応じて勤務
- エ 木工指導員 (2人)
 - ・ 木工教室の指導及び設備に関すること
 - ・ その他、施設の清掃及び維持管理に関すること
 - ・ 木工作品に関すること
 - ・ 利用者に対する木工指導に関すること

(3) 研修体制

施設の管理運営のうえで必要と考えられる資格取得については、講習会等に職員を参加させ、施設の管理運営に万全を期していきます。

なお、森林組合系統機関が開催する接遇・サービスに関する研修会等にも積極的に職員を参加させるとともに、組合内研修も随時実施して職員の資質の向上に努めます。

3 施設の維持管理体制 (施設設備等)

(1) 施設設備等

施設の維持管理・設備管理については別紙基準のとおり、管理人(木工指導員)を配置して対応します。施設・設備に不備のある場合は、速やかに対処します。

なお、施設の防犯・火災警備・定期清掃・浄化槽や消防用設備の点検等の維持管理は、専門会社に委託し対応します。

(2) 清掃

日常の清掃、敷地内の除草、枝木の剪定などについては別紙基準のとおり、管理人(木工指導員)を配置して対応します。

なお、利用者には、利用後の清掃を呼びかけます。

4 自主事業（内容・実施計画書等）

別紙「里山ふれあいセンター事業実施計画書（案）」のとおりです。

5 利用促進方策・利用者へのサービスの向上の取り組み

- (1) 利用者アンケート調査などを実施してニーズを把握する事によって自主事業や利用者サービスの充実に反映させます。また、「広報はだの」を利用するとともにホームページを更新しイベント等の情報の発信、関係施設への情報発信を積極的に実施し集客力を高めます。
- (2) 接遇等の研修会などに従事職員を積極的に参加させることにより、利用者へのサービスの向上に努めます。
- (3) 利用者の公平を保つため市と協議して施設の利用に関する運用の基準を定め、利用の受付は申し込み順に行うなど特定の人・団体が独占的に使用することがなく、重複使用がないよう利用者の公平を保ちます。
- (4) 年度の初めに施設説明会を開催し各施設の説明、使用方法等を実際に体験してもらい利用者へのPRに努めます。
- (5) 平塚合同庁舎展示コーナーにて、施設紹介を実施し市外の方にも当施設のPRに努めます。

6 安全対策・防犯対策

- (1) 常に施設の状況を適切に把握し危険箇所を発見した場合は直ちに市に報告し安全対策を講じます。
- (2) 危険が伴う、木工体験については必ず木工指導員を配置し対応します。また、木工教室参加者等の体験参加者が多い場合は人数に応じて補助人員を配置して実施すると共に室内に注意事項を掲示し安全の徹底を図ります。
- (3) 施設設備の安全、防犯対策については専門会社に委託し実施します。
- (4) 現場の職員で対応が困難な緊急時の体制については関係機関（市・警察・消防等）と緊密に連絡を取り対応します。

令和6年度 里山ふれあいセンター事業実施計画書

秦野市里山ふれあいセンターの事業につきましては、次の基本方針に基づき実施いたします。

- ① 条例等を厳守し施設の管理運営に努めます。
- ② 地域林業の活性化及び森林・林業に対する市民理解の醸成を図るため、自主事業を積極的に展開します。
- ③ 利便性の向上及び利用者サービスの充実に努めます。
- ④ 利用者の情報管理体制の徹底に努めます。
- ⑤ 秦野産材の有効利用に努めます。
- ⑥ HPや広報から情報等を発信し、集客力アップを目指します。
- ⑦ パンフレットの配布やポスターの掲示に力を込め施設のPRに努めます。
- ⑧ 移動木工教室の開催を積極的に努めます。
- ⑨ 指定管理者との共催イベントの実施に努めます。

事業名	目的・内容等		実施時期/回数	
施設説明会	施設の紹介や利用方法等を実体験してもらいPRに努めます。		5月 1回	
イベント	雑木林の木は椎茸ホダ木や炭焼きの材料として活用されています。森の恵みを生かす事により自然の循環の輪が繋がります。森の仕組みを学んだり、さまざまな楽しみ方を伝えます。			
	椎茸ホダ木作り	椎茸菌打ちの指導 ふれあい教室(シイタケの植菌)	2~3月随時 2月・3月(各1回)	
	市民の日参加 里山まつりへの参加	はだの里山保全再生団体等連絡協議会が 主催するイベントへ参加	11月 3月第4週(日曜日)	
	石窯ピザ作り	秦野産材の薪や炭を燃料とし、石窯でピザ作り	年間1回	
	手づくりそば教室	秦野産の材料を使用したソバづくり	随時	
木工教室	木工品の製作により、秦野産木材の温もり暖かみを肌で感じてもらい木の良さを伝えます。また、木の利用を通して林業の魅力を伝えます。			
	親子対象	小型木工製品	7~8月 1回	
		中型木工製品	7~8月 1回	
	長期的木工教室	製品を作るだけでなく道具の使い方等も 学んでもらう。一般を対象とした大型木工製品	随時(延べ2~5日程度)	
	一般対象	家庭用品等身近な木工製品	随時	
	木工初めて教室	初心者向けに道具や機械の使い方を学んでも らう。	随時	
	指定管理者と 共催イベント	子供、親子を対象とした木工教室	随時	
移動木工教室	出張木工教室	随時		
林業体験・見学会	林業体験や見学会を通じ秦野の山の現状を参加者に知ってもらう事で環境問題や林業についての知識を伝えます。また、作業や見学を通して多くの人と交流を深めます。			
	里山整備・見学	林業体験や見学会	随時	
林業講習会 研修会	森林・林業に関する知識・経験を生かし、安全な道具の使い方やメンテナンス、森林整備の手法などの講習会を開催し、心構えなどを伝えます。			
	里山ボランティア養成研修	林業ボランティアを目指す方に道具の取扱いや 実地での森林整備講習	年間2回	
通 常 業 務	木工実習室	一般対象	木工製品の制作	随時
	研修室	一般対象	研修、会議等の使用	随時
	炭焼き窯	一般対象	各種炭の制作	随時
	石窯	一般対象	ピザ等の制作	随時
	その他の施設	一般対象	ロビー等施設の使用	随時
	公共施設等木製製品作成等	市役所等	間伐材を有効利用した木工製品の制作等	随時